

労基みえ

第205号 令和6年10月1日発行

発行人 一般社団法人三重労働基準協会連合会
津市東丸之内33-1 津フェニックスビル7階

TEL (059) 227-1051
FAX (059) 227-1739

URL <https://www.mierouki.or.jp>
E-mail:roukimie@mierouki.or.jp



柿(四日市市)

三重県最低賃金が改定されました。

令和6年
10月1日から 〈時間額〉 **1,023円** 

令和6年度 全国労働衛生週間を迎えて



三重労働局長

石田 聡

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しています。

75回目を迎える本年度は、

「推してます みんな笑顔の健康職場」

をスローガンとして展開します。

三重県内の労働衛生を取り巻く状況を見ると、労働者の作業行動に起因する腰痛が職業性疾病の6割を占め、さらに、就業人口の高齢化に伴い60歳以上の高年齢労働者が占める割合は増加傾向にあります。

また、三重県内で働く労働者の年間総実労働時間は、中長期的には減少傾向にあるものの、長時間労働による健康障害の発生は後を絶たず、令和5年度の過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患による労災認定件数は6件で、前年度に比べ大幅に増加しました。

さらに、何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は、労働者数50人以上の事業場では9割を超えているものの、労働者50人未満の事業場では7割に満たず、業務上によるメンタルヘルス疾患による労災認定件数は増加傾向にあり、令和5年度は県別の公表以降、過去最多の25件が労災認定されています。

加えて、化学物質による疾病が、業種を問わず発生しています。

このような状況を踏まえ、令和5年度からスタートした「三重労働局第14次労働災害防止計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）」では、高年齢労働者の健康や体力づくりなどエイジフレンドリーガイドラインに基づく対策の推進、長時間労働による健康障害防止対策やメンタルヘルス対策などの産業保健活動の推進、自律的な管理による化学物質対策などを重点に定め推進しています。

皆様方におかれましては、経営トップの強い決意のもと、労使協力により自主的な労働衛生活動を展開し、すべての働く人々が心身ともに健康で安心して働き続けることができる職場環境を構築していただくことを祈念いたします。

令和6年度(第75回) 全国労働衛生週間



《本年度のスローガン》 「推してます みんな笑顔の 健康職場」

三重県内の労働衛生を取り巻く状況をみると、労働者の作業行動に起因する腰痛が職業性疾病の6割を占め、就業人口の高齢化に伴い60歳以上の高年齢労働者が占める割合は増加傾向にあります。

三重県で働く労働者の年間総実労働時間は、中長期的には減少傾向にあるものの、長時間労働による健康障害の発生は後を絶たず、昨年度の過重な仕事の原因で発症した脳・心臓疾患による労災認定件数は6件で、前年度に比べて大幅に増加しました。

また、何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は、労働者50人以上の事業場では9割を超えているものの、労働者50人未満の事業場では7割に満たず、業務上のメンタルヘルス疾患による労災認定件数は増加傾向にあり、昨年度は県別の公表以降、過去最多の25件が労災認定されています。

さらに、産業界では何万種類もの化学物質が使用され、これら化学物質による疾病が、業種を問わず発生しています。

労使協力により自主的な労働衛生活動を展開し、すべての働く人々が心身ともに健康で安心して働き続けることができる職場環境をつくりましょう。

《労働衛生の重点事項》

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

～労働衛生に関するお知らせ～

◆化学物質規制の仕組みが変わります

規制対象物質が拡大されるとともに、リスクアセスメント実施を義務化とし、リスク評価に基づき「自立的な管理」によるばく露低減措置などが必要となります

※ 「三重労働局労働衛生特設ページ」に各分野の解説や関連リーフレット、三重労働局長メッセージ等を掲載しています。

URL:<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/roudouisei.html>

アクセス



三重県内の労働災害発生状況

令和6年8月末速報値

	死亡者数			休業4日以上死傷者数			
	令和5年	令和6年	対前年比	令和5年	令和6年	対前年比	
	8月末		人	8月末		人	%
全産業	8	8	0	1,306	1,344	+38	+2.9
製造業	1	1	0	351	333	-18	-5.1
鉱業	0	0	0	4	2	-2	-50.0
建設業	2	3	+1	160	151	-9	-5.6
運輸業	1	1	0	177	176	-1	-0.6
林業	1	1	0	13	17	+4	+30.8
小売業	0	0	0	162	170	+8	+4.9
社会福祉施設	0	0	0	97	149	+52	+53.6
その他の産業	3	2	-1	342	346	+4	+1.2

製造業 内訳	死亡者数			休業4日以上死傷者数			
	令和5年	令和6年	対前年比	令和5年	令和6年	対前年比	
	8月末		人	8月末		人	%
食料品	1	0	-1	86	79	-7	-8.1
木材・木製品	0	0	0	14	12	-2	-14.3
化学工業	0	0	0	25	35	+10	+40.0
窯業土石製品	0	0	0	31	22	-9	-29.0
金属製品	0	1	+1	52	52	0	0
一般機械	0	0	0	31	14	-17	-54.8
電気機械器具	0	0	0	19	16	-3	-15.8
輸送用機械	0	0	0	37	36	-1	-2.7
その他の製造業	0	0	0	56	67	+11	+19.6

資料出所：三重労働局「死亡災害速報」及び「労働者死傷病報告」（新型コロナウイルス感染症を除く）

毎年11月は「**過労死等防止啓発月間**」です
同月間に「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、過労死等防止対策推進法施行から10年、改めて過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進シンポジウム

日時 2024年11月21日(木)
13:30~15:30 (受付13:00~)

会場 津市アストプラザ 4F
アストホール
(津市羽所町700番地 アスト津)

紙講義
働く人々のための
ハラスメント防止とその対策
静岡社会健康医学大学院大学准教授
/代々木病院精神科医師 天笠 崇氏

参加無料
事前申込

主催：厚生労働省
後援：三重県
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

二次バーコードを
読み込んで下さい。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「**過労死等防止啓発月間**」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「**過労死ゼロ**」の社会を実現しましょう。

三重労働局の取組内容

1 ベストプラクティス企業との意見交換

三重労働局長が長時間労働の削減など過重労働解消に向けて積極的に取り組んでいる企業（ベストプラクティス企業）及びその取引先（発注者）と意見交換を行います。

2 全国一斉の無料電話相談

令和6年11月2日(土)、「過重労働解消相談ダイヤル」（フリーダイヤル：0120-794-713）を開設するとともに11月1日～7日を「過重労働相談受付集中期間」とし相談に対応します。

3 取組要請、周知・啓発

長時間労働削減に向け、労働組合や使用者団体に対し、取組を要請するとともに、使用者団体には「しわ寄せ」防止の働きかけも行います。

また、リーフレットの作成、ホームページの活用等により、過労死等防止啓発の趣旨やキャンペーンの内容を広く周知・啓発します。

4 重点監督の実施

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場など過重労働が懸念される事業場に対し、重点監督を実施します。

5 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催

三重県最低賃金

令和6年10月1日から

時間額 **1,023円**

三重県内で働く
全ての労働者に
適用されます。

50円 UP



◇最低賃金引上げ支援策は、右ページをご覧ください。

最低賃金に関するお問い合わせは **三重労働局 労働基準部 賃金室**
TEL 059(226)2108 へ

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」

※令和6年10月の社会保険の適用拡大に伴って、新たに加入対象となる労働者に対して以下の取組を行う場合、本助成金を活用できます。

○労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取組を行った事業主に助成します。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当等)	1年目 20万円 (注)
② 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当等) 他	2年目 20万円 (注)
③ 賃金を 18%以上 増額 (労働時間延長による手取り増も含む)	3年目 10万円 (注)

(注) 1,2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請(1回あたり10万円支給)

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	-	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
※1年目に(1)①、2年目に(2)の助成も受給可(併用メニュー)。
(上述を除き、1人に対して2つ以上のメニューの助成は受けられません。)

三重労働局職業安定部職業対策課
TEL 059-226-2111

キャリアアップ助成金について
(厚生労働省ウェブサイト)





最低賃金引き上げの支援策



業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った**中小企業に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5名の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

活用のポイント

賃上げ + 設備投資

- ・ 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画を作成
- ・ 中小企業が利用できる
- ・ 助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決まる
- ・ 設備投資等は、交付決定を受けた後

三重労働局雇用環境・均等室
TEL 059-226-2110

業務改善助成金

検索



キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

1人当たりの助成額 (大企業の場合は 2/3)
1事業所あたりの上限は100人分

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

活用のポイント

賃上げ

- ・ 賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- ・ 中小企業と大企業が利用できる
- ・ 助成額は、1人当たり定額
- ・ 最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象

三重労働局職業安定部職業対策課
TEL 059-226-2111

キャリアアップ助成金

検索



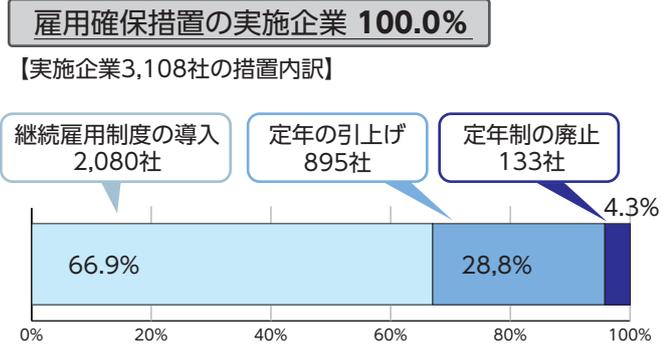
令和5年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果の概要

〔集計対象〕三重県内の常時雇用する労働者が21人以上の企業3,108社（大企業(301人以上規模):157社、中小企業(21～300人規模): 2,951社）

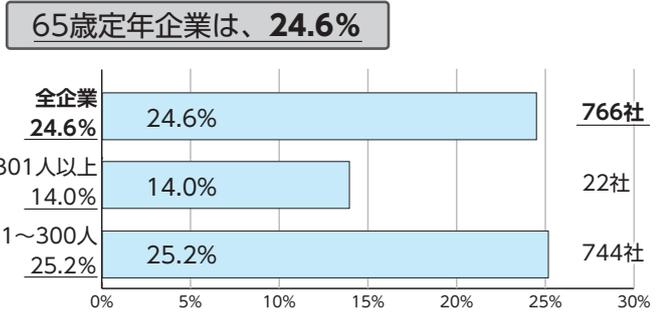
1 65歳までの「高年齢者雇用確保措置※」を実施済みの企業の状況

※高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項に基づく、①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）の導入の3つの措置をいう。

(1) 高年齢者雇用確保措置の実施状況

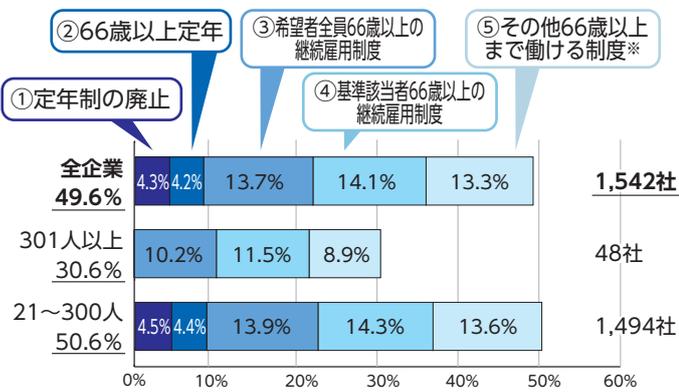


(2) 65歳定年企業の状況



2 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

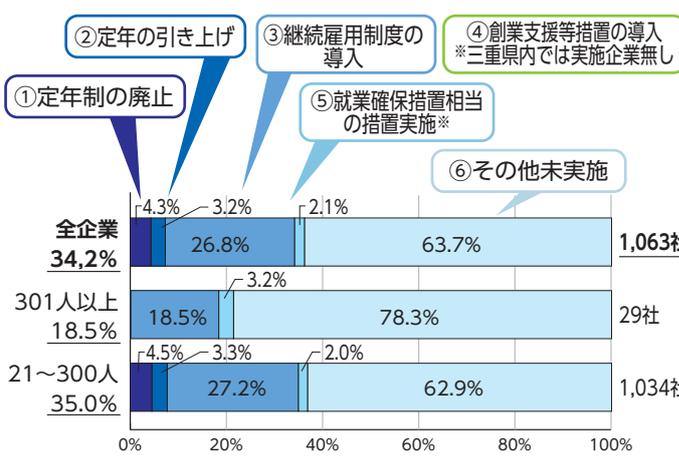
66歳以上まで働ける制度のある企業は、49.6%
大企業30.6%、中小企業50.6%



※「⑤その他66歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。
※本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、一部合計が一致しない箇所がある。

3 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

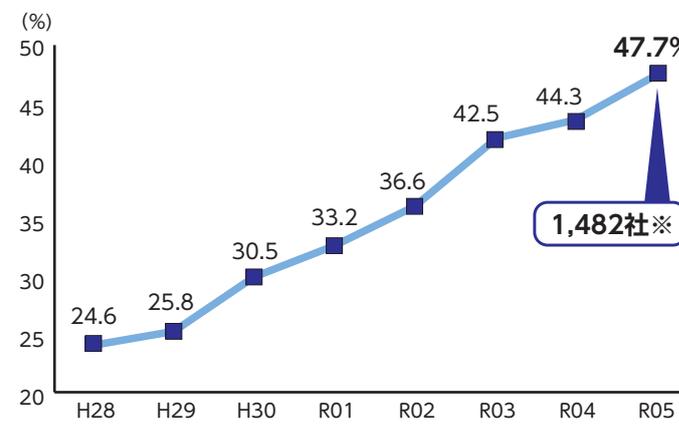
70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済み※の企業は、34.2% 大企業18.5%、中小企業35.0%



※「70歳までの就業確保措置実施済み」とは、法令の定めに基づいた適正な手続きを経て、定年制の廃止、定年の引上げ、継続雇用制度もしくは創業支援等措置の導入のいずれかの措置を講ずることにより、70歳までの就業機会の確保を実施している場合を指す。なお、「定年の引上げ」は70歳以上の定年の定めを設けている企業を、「継続雇用制度の導入」は定年年齢は70歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を70歳以上としている企業を、「創業支援等措置の導入」は定年年齢及び継続雇用制度の年齢は70歳未満だが創業支援等措置の年齢を70歳以上としている企業を、それぞれ計上している。
※「就業確保措置相当の措置実施」とは、「70歳までの就業確保措置実施済み」と同様の措置を70歳未満の年齢まで導入している場合を指す。
※本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、一部合計が一致しない箇所がある。

4 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況

70歳以上まで働ける制度のある企業は、47.7%



※令和2年度までは31人以上の企業を集計対象としていたが、令和3年度より21人以上の企業を集計対象としている。

障害者の職業紹介状況

三重労働局は、令和 5 年度のハローワークを通じた障害者の職業紹介状況を取りまとめました。

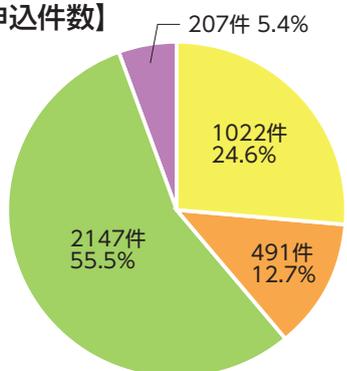
- 新規求職申込件数は、3,867 件（対前年度比 7.5%増加）で、精神障害者が約半数となった。
- 就職件数は、1,726 件（対前年度比 5.0%増加）で、障害種別では、身体、知的、精神障害者で各々対前年度比 3.9%、17.2%、5.6%増加し、その他の障害者で、33.7%減少した。精神障害者の新規求職申込件数、就職件数の増加傾向は継続した。
- 産業別の就職件数は、多い順に、「医療・福祉」（652 件、構成比 37.8%）、「製造業」（262 件、同 15.2%）、「サービス業」（220 件、同 12.7%）、「卸売業・小売業」（155 件、同 9.0%）などとなった。

【就職件数及び新規求職申込件数の推移】

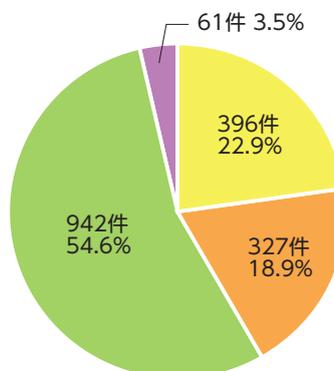


○就職件数等における障害種別の割合（令和 5 年度）

【新規求職申込件数】

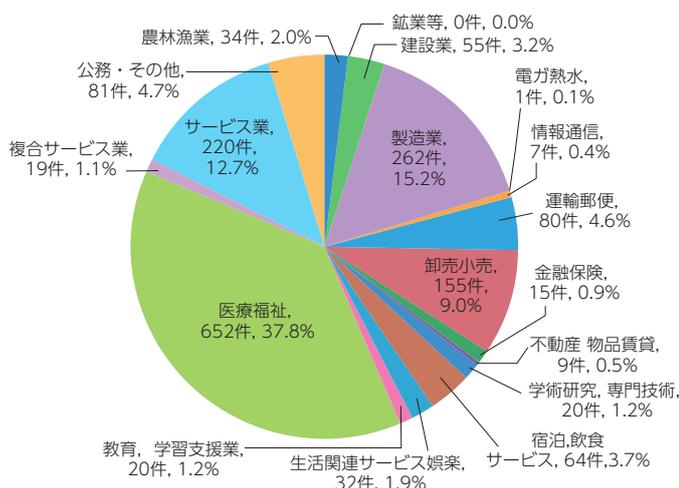


【就職件数】

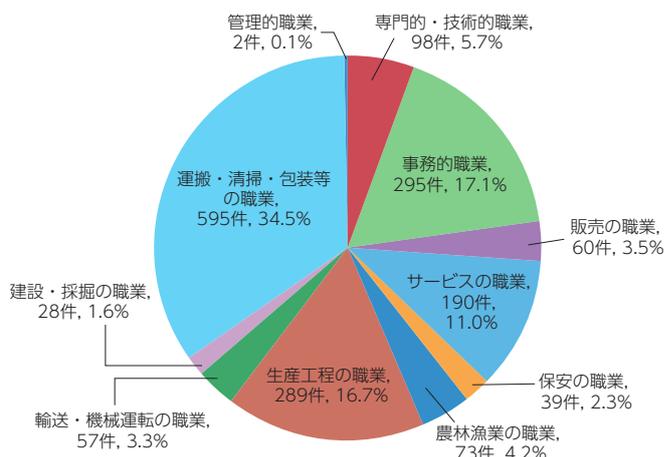


○産業別・職業別の就職状況（令和 5 年度）

【産業別の就職状況】



【職業別の就職状況】



11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

事業主の皆様へ

労働保険の成立手続はお済みですか

厚生労働省では、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」として全国で集中的に取り組む、三重労働局では、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会三重支部と連携して、労働保険未手続事業場を戸別訪問する等により、手続勧奨を行っています。

労働保険（「労災保険」と「雇用保険」の総称）は政府が管理し、運営する強制保険です。

農林水産業の一部を除き、労働者を1人でも雇用している場合、事業主又は労働者の意思の有無にかかわらず成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労働保険

労災保険(労働者災害補償保険)とは

労働者が業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合や不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行います。

また、労働者の社会復帰促進など、福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険とは

労働者が失業した場合や雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行います。

また、労働者の能力の開発や向上等労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

労働者を雇用していますか？

している

していない

労働保険の成立手続が必要です

労働保険の成立手続の必要はありません
今後、労働者を雇用した場合は、労働保険の手続が必要です。

1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用の見込がある者

いる
いない

労災保険及び雇用保険(注1)の両保険加入

労災保険のみ加入

管轄の労働基準監督署へ「保険関係成立届」「概算保険料申告書」を提出してください。

管轄の公共職業安定所へ「雇用保険適用事業所設置届」「被保険者資格取得届」を提出してください。

(注1) 雇用保険の被保険者とならない場合もあります。

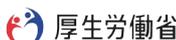
※建設業の現場労災保険については、適用要件が異なります。

労働保険の成立手続を怠っていると？

1. 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します
2. 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します
3. 助成金が受けられません

事業主のあたりまえ川柳

ひとりでも働く職場に 労働保険



詳しくはこちら ▶ 三重労働局総務部労働保険徴収室

電話：059-226-2100 又は、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)

労働衛生に関するお知らせ

◆ 令和7年1月1日から健康診断結果報告など労働安全衛生の一部の手続きの「**電子申請が原則義務化**」となります。

～電子申請が原則義務となる報告～

定期健康診断結果報告	心理的な負担の程度を把握
有害な業務の歯科健康診断報告	するための検査結果等報告
有機溶剤健康診断結果報告	じん肺健康管理実施状況報告
安全衛生管理者・安全管理者	労働者死傷病報告
衛生管理者・産業医の選任報告	

詳しくはこちら



育児休業や短時間勤務の利用期間中の業務代替を支援します

～両立支援等助成金に「育休中等業務代替支援コース」を新設～

①育児休業取得者の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合

代替する労働者に支給した手当の額に応じて、助成金の支給額が増額されます。

以下①②の合計額を支給 (最大125万円)
①業務体制整備経費：5万円 (育休1か月未満の場合は2万円)
②手当支給総額の3/4 (※1) (上限10万円/月、12か月まで)

②短時間勤務中の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合

育児のための短時間勤務制度利用中の労働者の業務代替への手当支給について、新たに助成金の対象になりました。

以下①②の合計額を支給 (最大125万円)
①業務体制整備経費：2万円
②手当支給総額の3/4 (上限3万円/月、子が3歳になるまで)

③育児休業取得者の代替要員を新規雇用（派遣受入含む）で確保した場合

代替要員が業務を代替した期間に応じて、助成金の支給額が増額されます。

代替期間に応じた額を支給
最短：7日以上14日未満 9万円
最長：6か月以上 67.5万円

両立支援等助成金 厚生労働省 [検索](#)



三重労働局雇用環境・均等室
TEL 059-261-2978

受験申請はオンラインで!

安全衛生免許・資格試験申請システムがアシストします!



受験申請は
こちらから



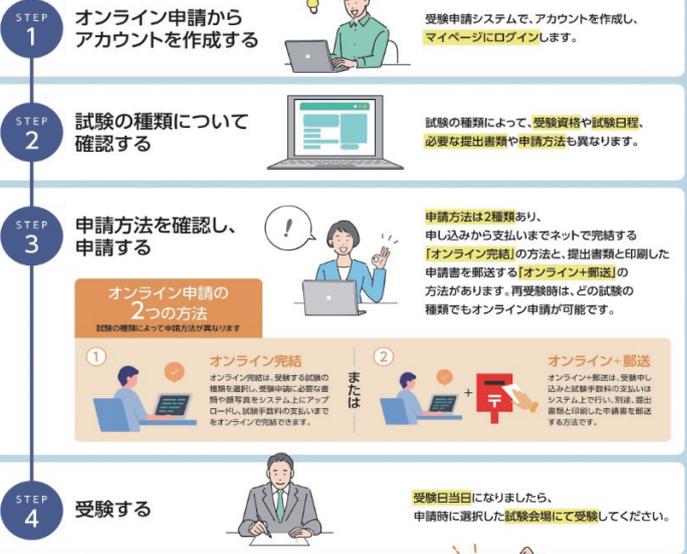
労働安全衛生法に基づく免許試験

- 特級ボイラー技士
- 一級ボイラー技士
- 二級ボイラー技士
- 特別ボイラー溶接士
- 普通ボイラー溶接士
- ボイラー整備士
- クレーン・デリック運転士
- 移動式クレーン運転士
- 揚貨装置運転士
- 発破技士
- ガス溶接作業主任者
- 林業架線作業主任者
- 第一種衛生管理者
- 第二種衛生管理者
- 高圧室内作業主任者
- エックス線作業主任者
- ガンマ線透過写真撮影作業主任者
- 潜水士

- メリット 1** 受験申請書の取り寄せ不要
- メリット 2** コンビニ払いやクレジットカードで支払い可能
- メリット 3** 申請の届込手数料不要
- メリット 4** 顔写真はアップロードでOK
- メリット 5** マイページで領収書をダウンロード

公益財団法人 安全衛生技術試験協会 お知らせ

オンライン申請から受験までの流れ



オンライン申請の2つの方法
試験の種類によって申請方法が異なります

1 オンライン完結
オンライン完結は、受験する試験の種類を選択し、受験申請に必要な書類や顔写真をシステム上にアップロードし、試験手数料の支払いまでをオンラインで完結できます。

2 オンライン+郵送
オンライン+郵送は、受験申し込みから試験手数料の支払いはシステム上で済ませ、提出書類と印刷した申請書を郵送する方法です。

受験後の流れ
郵送にて受験結果をお知らせします。合格された方は、ホームページで合格後の手続きをご確認ください。

労働安全衛生法に基づく免許試験 オンライン受験申請は



←こちらから

公益財団法人安全衛生技術試験協会
受験申請・登録申請システム
<https://www.exam.or.jp/m/index.html>

※再受験の方は大変便利です!

中部安全衛生技術センター

申請に関する Q&A

Q. 再申請について
A. 同一の免許試験の種類を再受験される方は、オンライン完結で受験申請いただけます。

Q. 書面申請は?
A. 従来の書面による申請も可能です。「作業環境測定法に基づく作業環境測定士試験」と「労働安全衛生法に基づく労働安全・労働衛生コンサルタント試験」は、書面のみ対応します。

Q. もっと知りたいたい!
A. 安全衛生技術試験協会のホームページで、試験科目・試験時間や受験資格、免除科目をご確認ください。

お電話にてお問い合わせを受付けております。

【電子申請の方法に関するお問い合わせ先】

安全衛生技術試験協会 03-5275-2366

【試験の実施・申請状況の確認などに関するお問い合わせ先】

北海道安全衛生技術センター 0123-34-1171 中部安全衛生技術センター 0562-33-1161

東北安全衛生技術センター 0223-23-3181 近畿安全衛生技術センター 079-438-8481

関東安全衛生技術センター 0436-75-1141 中国四国安全衛生技術センター 084-954-4661

関東安全衛生技術センター東京試験場 03-6432-0461 九州安全衛生技術センター 0942-43-3381

（お電話対応可能時間）月曜日から金曜日 8時30分から17時 土曜日、5月1日および年末年始（12月29日～1月3日）は休業いたします。



連合会からのお知らせ

令和7年1月10日(金)に開催します

13:30~ **安全祈願祭** 場所：伊勢神宮 内宮神楽殿

14:30~ **新春賀詞交換会** 場所：伊勢神宮 内宮饗膳所

安全祈願祭の参加募集は、各地区の労働基準協会を通じ11月に開始する予定です。
新春賀詞交換会については、参加者を限定して開催します。参加募集は致しません。

連合会活動日誌

(令和 6 年 6 月 ~ 9 月)

◆ 6月1日~30日 全国安全週間準備期間

6月10日~23日2週間、JR桑名駅・津駅・松阪駅・伊勢市駅構内に、安全衛生ポスターを掲出しました。

◆ 6月14日 日本労働安全衛生コンサルタント会三重支部の定期総会に出席

令和6年度定期総会が開催され、専務理事が出席しました。

◆ 6月17日 三重県RSTトレーナー会の定期総会に出席

令和6年度定期総会が開催され、専務理事が出席しました。

◆ 7月2日 「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進大会」共催

三重労働局主催のもと、労働災害の増加に歯止めをかけ、死亡災害ゼロ・死傷者数2,000人未満を目指す推進運動を展開しており、その一環として、各労働災害防止団体と共に共催。安全衛生の取組に先駆的な事業場の事例発表、安全衛生の専門家による講演などが行われました。

◆ 8月6日~20日 免許試験受験申請書を受け付け

本年10月6日に開催される、労働安全衛生法に基づく免許試験(三重地区出張特別試験)に関する受験申請書の郵送受付を実施しました。

◆ 8月19日 安全衛生部会を開催

本年度第1回安全衛生部会を開催しました。三重労働局労働基準部健康安全課長の講話のほか、連合会事業の進捗状況、三重県産業安全衛生大会および同大会における連合会長表彰候補等についてご意見をいただきました。

◆ 8月20日 都道府県労働基準協会等中部ブロック会議に出席

名古屋市熱田区において「令和6年度都道府県労働基準協会等中部ブロック会議」が開催され、専務理事が出席しました。

◆ 8月26日 労働災害防止等関係団体会議に出席

三重労働局が主催し県内防災防団等をメンバーとする労働災害防止等関係団体会議に専務理事、事務局長が出席するとともに、終了後、三重県産業安全衛生大会について共催団体間の打合せを行いました。

◆ 8月26日 地区労働基準協会との業務連絡会議を開催

地区労働基準協会との業務連絡会議を開催し、共催事業である三重県産業安全衛生大会など連合会事業について説明するとともに、ご意見をいただきました。また、今後の技能講習運営方針等について、対応を協議しました。

講習会(養成講習、特別教育、研修等)予定

種 別	実施月日	会 場	受講費用
安全衛生推進者養成講習	10月24日~25日	津フェニックスビル6階講習会場	13,580円
衛生推進者養成講習	10月30日	津フェニックスビル6階講習会場	9,400円
安全管理者選任時研修	1月8日~9日	津フェニックスビル6階講習会場	12,150円
産業用ロボット教示等業務特別教育	11月26日~27日	ホンダアクティブランド(鈴鹿)	13,030円
産業用ロボット業務特別教育(検査・教示)	1月22日~24日	NDSソリューション(四日市)	35,250円
化学物質管理者講習(製造)	10月29日~30日	鈴鹿地域職業訓練センター	27,880円
化学物質管理者講習(製造)	12月3日~4日	津フェニックスビル6階講習会場	27,880円
化学物質管理者講習(取扱)	10月8日	ポリテクセンター伊勢	17,320円
化学物質管理者講習(取扱)	11月7日	津フェニックスビル6階講習会場	17,320円
化学物質管理者講習(取扱)	12月5日	ゆめぼりすセンター(伊賀市)	17,320円
化学物質管理者講習(取扱)	1月21日	津フェニックスビル6階講習会場	17,320円
保護具着用管理責任者教育	10月9日	ポリテクセンター伊勢	17,650円
保護具着用管理責任者教育	11月8日	津フェニックスビル6階講習会場	17,650円
保護具着用管理責任者教育	12月6日	ゆめぼりすセンター(伊賀市)	17,650円
保護具着用管理責任者教育	1月27日	津フェニックスビル6階講習会場	17,650円
マスクフィットテスト実施者養成研修	11月12日	津フェニックスビル6階講習会場	21,280円
第1種衛生管理者免許試験受験準備講習	12月24日~26日	津フェニックスビル6階講習会場	19,740円

- 原則として、講習予定日の2か月前の月の初営業日から、当連合会のホームページに募集案内、申込書等をアップ(ダウンロード可能)し、申込みを受け付けます。なお、募集開始以降は、ご要望によりFAXによる案内・申込書の送付もいたします。
- 申込みについては、当連合会ホームページからインターネットやFAXによりお申し込みください。一部の講習会の募集について、受付開始後すぐに満席により受付終了場合があります。
(FAX申込の方)
入金前に電話にて受付状況を確認願います。受付開始直後は回線が混み合います。送信完了後、しばらく経ってからご連絡ください。
(Web申込の方)
自動送信の「講習申込仮予約確認」メール受信を確認のうえ、入金ください。
※受付前及び満席後の入金返金は返金対応となりますのでご注意ください。受付できない場合は、当連合会より順次ご連絡いたします。
- 受講費用は消費税・テキスト代を含んでいますが、消費税・テキスト代が変更された場合には改定することがありますのでご確認ください。
- 県内の各地区労働基準協会の会員事業場と一般事業場(非会員)で一部の受講料が異なります。また、会員事業場は、テキスト代を補助しています。上記受講料は会員事業場向けとなっています。一般事業場(非会員)は、連合会のホームページで受講費用をご確認ください。

令和6年10月～令和7年1月の講習会(技能講習)予定

当連合会ホームページから「インターネット申込」が便利です。

種 別	実施月日	会 場	受講費用
プレス機械作業主任者技能講習	11月19日～20日	津フェニックスビル6階講習会場	12,040円
乾燥設備作業主任者技能講習	10月15日～16日	津フェニックスビル6階講習会場	12,150円
乾燥設備作業主任者技能講習	12月10日～11日	津フェニックスビル6階講習会場	12,150円
はい作業主任者技能講習	12月17日～18日	津フェニックスビル6階講習会場	12,095円
特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	10月3日～4日	津フェニックスビル6階講習会場	13,030円
特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	10月10日～11日	鈴鹿地域職業訓練センター	13,030円
特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	11月14日～15日	津フェニックスビル6階講習会場	13,030円
特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	11月28日～29日	津フェニックスビル6階講習会場	13,030円
特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	12月12日～13日	近鉄百貨店四日市店	13,030円
特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	1月16日～17日	津フェニックスビル6階講習会場	13,030円
特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	1月30日～31日	鈴鹿地域職業訓練センター	13,030円
有機溶剤作業主任者技能講習	10月8日～9日	近鉄百貨店四日市店	13,030円
有機溶剤作業主任者技能講習	12月10日～11日	近鉄百貨店四日市店	13,030円
有機溶剤作業主任者技能講習	1月14日～15日	津フェニックスビル6階講習会場	13,030円
有機溶剤作業主任者技能講習	1月28日～29日	鈴鹿地域職業訓練センター	13,030円
石綿作業主任者技能講習	10月22日～23日	近鉄百貨店四日市店	12,480円
石綿作業主任者技能講習	12月5日～6日	鈴鹿地域職業訓練センター	12,480円
石綿作業主任者技能講習	12月24日～25日	近鉄百貨店四日市店	12,480円
建築物石綿含有建材調査者講習	10月31日～1日	津フェニックスビル6階講習会場	48,780円
建築物石綿含有建材調査者講習	11月26日～27日	津フェニックスビル6階講習会場	48,780円
建築物石綿含有建材調査者講習	1月16日～17日	鈴鹿地域職業訓練センター	48,780円
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習	10月16日～18日	北勢自動車協会(四日市)	17,760円
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習	11月20日～22日	北勢自動車協会(四日市)	17,760円
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習	12月18日～20日	北勢自動車協会(四日市)	17,760円
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習	1月22日～24日	北勢自動車協会(四日市)	17,760円
ガス溶接技能講習	10月25日～26日	鈴鹿地域職業訓練センター	14,130円
ガス溶接技能講習	11月9日～10日	ポリテクセンター三重(四日市)	14,130円
ガス溶接技能講習	12月7日～8日	ポリテクセンター三重(四日市)	14,130円
高所作業車運転技能講習	11月5日～6日 7日・8日	津フェニックスビル 中部電力中勢配電訓練所(美里)	免除なし44,500円 1号免除38,010円 2号免除40,100円

養成講習、特別教育等については前頁に記載。